

# 国立国語研究所保有個人情報保護規程

平成21年10月 1日  
国語研規程第37号  
改正 平成28年 4月 1日  
改正 令和 3年 4月30日

## (趣旨)

第1条 国立国語研究所の保有する個人情報の保護及び適切な管理のための必要な措置については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）及び人間文化研究機構保有個人情報保護規程（人間文化研究機構規程第97号。以下「機構規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (保護担当者)

第2条 機構規程第5条に掲げる「保護担当者」は研究主幹、各センター長及び管理部の各課長（室長）をもって充てる。

## (苦情相談の窓口)

第3条 機構規程第41条第2項に掲げる「苦情相談の窓口」は総務課総務・企画係とする。

## 附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。